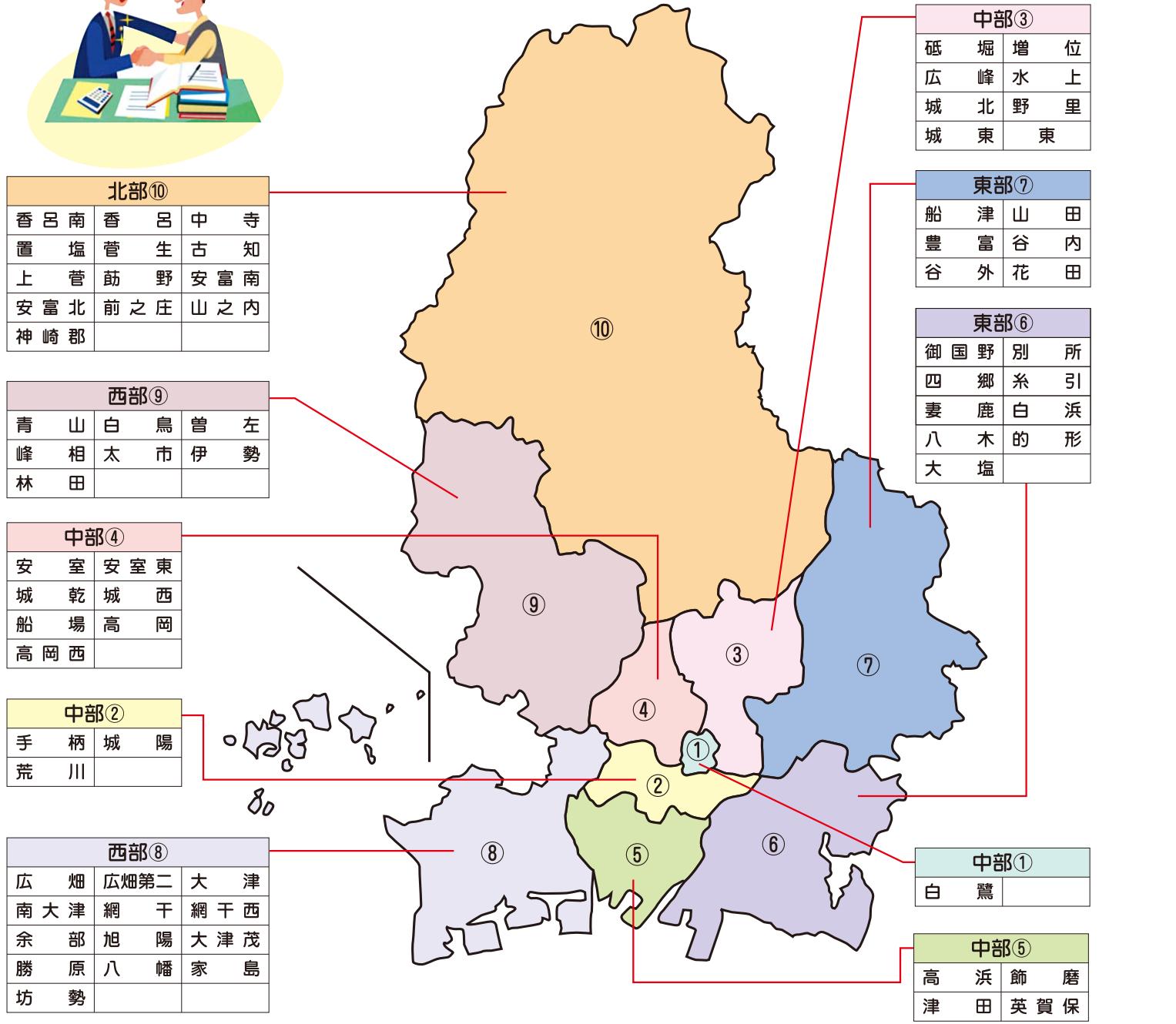




●近畿税理士会〈姫路支部〉校区別区分表



### 税理士はこんな仕事をしています。

#### 税務代理

あなたを代理して、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。



#### e-Taxの代理送信

あなたのご依頼でe-Taxを利用して申告書を代理送信することができます。この場合には、あなたの電子証明書は不要です。



#### 税務相談

あなたが税金のこと困ったとき、わからないとき、知りたいとき、ご相談に応じます。「事前」のご相談が有効です。



#### 税務書類の作成

あなたに代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。



# 税理士による 税務相談センター

近畿税理士会姫路支部では、税理士の社会公共的使命に鑑み、その職能を生かした税務専門サービスの提供により、地域社会に貢献することを目的として当相談センターを開設しております。

場所	近畿税理士会姫路支部	市民相談センター
開催日	姫路市北条宮の町194 税務会館内	姫路市安田4-1 姫路市役所内
相談時間	毎週月曜日 (右記の月曜日及び休日を除く)	第2月曜日 (休日の場合は第3月曜日)
	お盆、年末年始及び2月、3月は開催いたしません。	3月は開催いたしません。
13時30分～16時30分(受付は16時で終了いたします。)		

税についてのご相談はお気軽ににお尋ね下さい。税の専門家である税理士が無料で相談に応じます。ご相談に関する内容は、秘密を厳守します。



- 1 税理士(税理士法人)に依頼されている方は、ご相談に応じることが出来ませんのでご了承願います。
- 2 「税務相談センター」では、お一人当たり30分程度の口頭による簡単な相談を、一般的な範囲で行います。税額の試算、申告書の作成は行っておりません。相談時間の制約、資料不足などで必ずしも十分な回答ができない場合がありますのでご了承ください。

### にせ税理士に ご注意ください!

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行なうことはできません。

ところが、毎年、税理士でない「無資格者」によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ(税理士会員章)」を着けています。

また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に登録されています。

上記無料相談以外にも、近畿税理士会姫路支部では「税理士紹介制度」を開設しておりますので、ご希望の方は姫路支部までご連絡下さい。

近畿税理士会 姫路支部

姫路市北条宮の町194番地 税務会館2階  
TEL(079) 282-8445  
ホームページアドレス <http://www2.kinsei/~himeji>



近畿税理士会姫路支部

平成30年版

# 税理士にきいてみよう!

## 相続・贈与



## 起業・確定申告



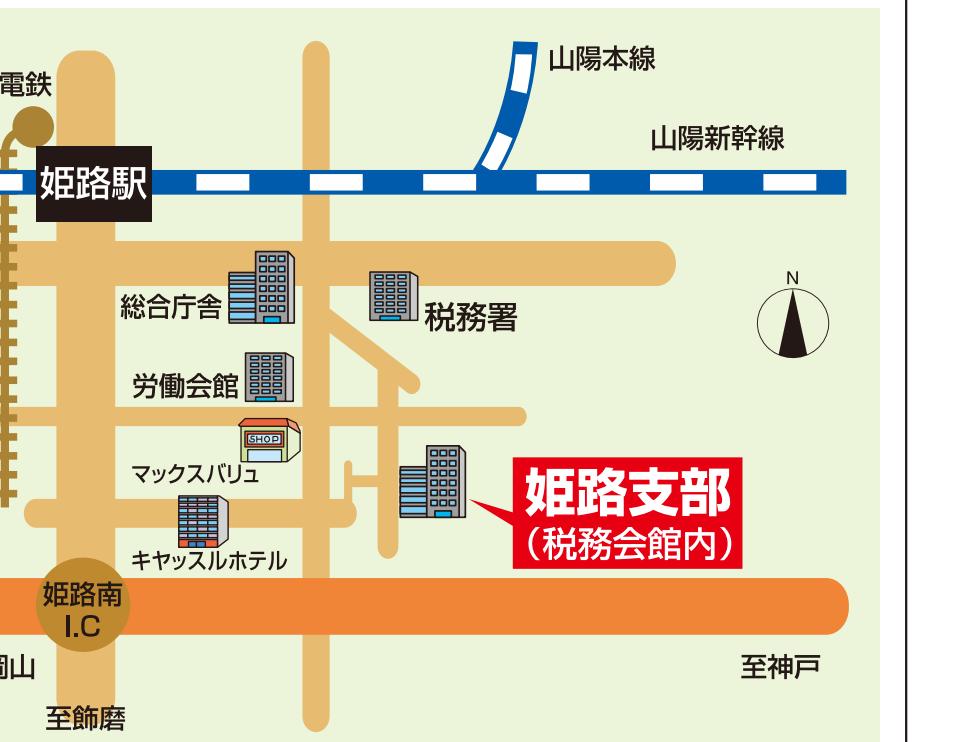
## 消費税

5%? 8%?  
10%?  
?

## マイホームの 購入・売却



## 退職金・年金



インフォメーション税理士